

第2回林業公社経営専門委員会議事録

平成25年8月1日

9:00～11:00

伊那合同庁舎 501号会議室

1 開 会

【事務局：森林政策課石井企画幹】

定刻となりましたので林業公社経営専門委員会の第2回の会合を開会したいと思います。

私、森林政策課の石井と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。

今回第2回の会合になる訳ですが、この会合に先立ちまして委員の先生、手分けして他県の存続、廃止した県、それぞれ調査頂きました。どうもありがとうございました。

それでは早速ですが、委員長の植木先生よりご挨拶をお願いいたします。

2 委員長挨拶

【植木委員長】

皆さんおはようございます。現地調査を踏まえて今日の議論は、他県の状況というのはどういうものかというのを少し確認していきたいということです。

それから、いよいよ私達はこの長野県がそういった調査を踏まえながらどういった存続、あるいは廃止といった場合のメリット、デメリットというのが、どのような形で見えてくるのかということですね。今日はその辺に関して少しやってみたいと思います。

ただ、今回初めてですので、それから結論を直に出すというのではなくて、そういったいろんな委員さんの意見を聞いてみたいというのが今日の仕事です。

それから、秋には報告書を作成しなければいけないという事もありまして、その報告書に向けた部分も今日少し詰めときたいというような所が今日の議題です。

そういうことで大きく3つの議題が有りますが、どうか委員の皆さん遠慮なくいろんなご意見を出していただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局：森林政策課石井企画幹】

ありがとうございます。それでは早速ですが、これから議事の方に移りたいと思いますので、植木委員長進行の方をよろしくお願ひ致します。

3 議 事

(1) 他県の調査のまとめについて

【植木委員長】

はい。それでは一つ目の議事ですが、他県の調査のまとめについてということでもあります。事務局

の方からご説明をお願いします。

「林業公社存廃の他県調査の結果概要等について 資料 1 - 1」

(事務局：森林づくり推進課 稲村課長補佐説明)

【植木委員長】

調査結果の概要と言う事で、7つにポイントを当てて廃止県と存続県のポイントを書いて頂いたところですが、どうですか皆さん、こういった事務局のまとめではありますが。

1つ目、負債の取扱いについてと、一つずつ確認していきましょか。そこでご意見なり、修正すべきというような点もございましたらお願いしたいと思います。

負債の取扱いについては廃止県については4つほど書かれている事になります。

債権放棄により公社債務を解消、将来的な県民負担の縮減うんぬんと5つ有りますが、それから、次のページにおきまして、存続県の対応、長期収支で最終的にプラスに転じることから現状維持を判断、県民負担軽減などが4行程書いてあるということです。

この負債の取扱いについて皆さん委員さんの方からご意見ご質問等があったらよろしくお願い致します。

【植木委員長】

はい、どうぞ小川委員さん。

【小川委員】

ここに表示してもらった物をご説明頂いたように各県から聞きとった概要をそのまま記載して頂いているんですけども、これについて次以降の目標というのは、もちろん長野県の公社との関係における具体的な所に置き換えて検討していく、その前段階の、各県の廃止県と存続県の調査結果を書いて頂いているんですけど、ここでの発言は、今後県に置き換えて検討していくときの報告に際してこういう視点で検討して頂きたいなと思っていることがあるんですけど、発言していいですか。

【植木委員長】

はい、どうぞ。

【小川委員】

ではまず1つが、長野県の財務処理の中でも連結ベースで作られている資料がある訳ですが、県と公社を連結ベースで考える視点で廃止、存続を考えて頂きたいという希望があります。

例えばですけど、廃止県の1個目の債権放棄により公社債務を解消ということと、4つ目の債務処理に多額の県民負担が伴うというのは、どっちから見るとどっちという事で、県民負担を連結ベースで考えた場合はどうかというような視点からの資料をまとめて頂くと分かりやすいのかなと。

それから、今度、有利不利の検討をする時に、当たり前なんですけど、廃止しようが存続しようが前回の資料等では平成 88 年くらいまで事業自体は続くという大前提は、言ってみればなんら変わりがないとご説明受けているので、有利不利の検討の土俵、つまり平成 88 年までのスパンで県民負担

を把握して比較してもらおうという視点を持って頂きたいと思うので、そういう意味では同じく説明頂いた将来的な県民負担の軽減という項目と、4つ目の債務処理に多額の県民負担が伴うというのは、廃止ということを行うことによって先に見かけ上の債権放棄があっても、後からは債権放棄した後に県に帰属する収入があるので将来的に負担が無くなるよと言っているの、それ全体で平成88年までのスパンで検討して頂いた資料を貰えると良いなど。

それから、上から3つ目の今後の金利状況により公庫借入金利息額増大のリスクの回避という議題についても、これはある意味もつともだとは思いますが、もうちょっとこれについて、長野県の財政の場合に置き換えて、結局、県に引き継がれるわけなので、県の方の財政の状態で結局、県も市中銀行から借り入れをする事になるのであれば結局は利息額の増大というリスクを回避出来ないのかもしれないし、もしくは、財政の状況で本当に回避できるかもしれないですけど、財政とのすり合わせという視点でも、また報告の検討資料のような物を出して頂けると良いなと思います。

【植木委員長】

確かにそうですね。今回の各県の調査においては、結局公社が廃止した場合の本体、県との連結がどうなっているかが非常に見えにくかったというのがありますので、その辺は重要なポイントだと思います。

また、県民負担をどの様に表現していくのかということで88年までの長いスパンの中で結果的には廃止県という所は県民負担が無くなるという雰囲気であったりしたのですが、実際はそうじゃないんじゃないかという感じは現地検討会の後の会議でも色々と議論になっているんです。

それから、利息額の増大については結局県の方に移管した場合でも何らかの形で借りる場合が生じたならばその辺は利息の面では変わりはないんじゃないかという話ですね。

そういった点は、今直にというわけじゃないので、次回までに少し資料をまとめてもらって提出してもらえればと思います。

【今井委員】

その点で、2点確認しておきたいのですが、連結の部分も大変重要で、前から協議してきているわけですが、あくまでも前提となっているのは県出資が100%ですよということが一つの要因だと思うんですね。

県の出資が30%とか50%とかであれば、必ずしも連結で、どうのっていう事でも無くなる部分も出てくるのですが、完全に県の出資が100%だという事では同じ事になるんで、その部分はプラマイゼロだよという連結をしようでいいと、私は思っているの、そこを確認したい。

今、小川委員が仰ったとおり、これまでの県民負担のいくらって話の時に、木材価格が、例えば上がる下がるで赤字になるとかならないとかいうことは公社であろうが県営林であろうが同じ事なんですよね。

だから、分収林契約で結果として収支がどうなるという事の数字的な話と、公社を廃止するか存続するかによって異なる数字的な物が一色淡の中で語られてきたと、私は思っているんです。

それで、何百億ですよと、なるのだから。

しかし、それは、分収林契約の価格増減はどこでやるのも同じことですよというところをしっかりと押さえておかないと、木材価格も変動するから公社は要らないとか、必要無いみたいな混同した議論になりがちなので、そこはそういうことで良いんですよ。

【植木委員長】

いいです。基本的にそうですね。どっちに移ろうと存続しようとも木材価格は外側の社会的な状況ですので、全く同じ評価ということですから。

まとめ方として今の論点が、いくつか気になった所があって、県との関係で見たならば、こういう法則的なデータが必要ですねということなんです。

それから、三セク債の活用についてですが、これはどうしましょう。

これについてはまだ、調査時点においては、三セク債については検討している余地もあったわけですが、廃止県の考え方としては、支払利息の軽減の為に期間限定の三セク債を速やかに活用したのだと思います。

また、三セク債の活用期限に間に合わないというような状況もあるということで、それは結局廃止県の考え方の中でそれが使えないという所もあったかなど。

存続県においては、結果的には、別の特別交付税措置の充当が有利と判断しているというような県もあったのかなど。

三セク債を活用するために解散するのは、決してメリットにはならないという判断だったと。

この件に関してご意見ご質問等がありますか。

【中村委員】

三セク債については廃止県の考え方としては、結局三セク債活用ありきで検討を急いでいたというような感想をもっています。

三セク債からちょっと離れてしまうかもしれないですけど、活用をして清算処理をした後の事がなかなか廃止県では、現状ではまだ課題になっている。

その後の方向性、あるいは具体的な事業の進め方について結論が出ていない所も何県かありましたので、そういった所は先程の皆さんのお話でもあったんですけど、廃止をしたからと言って事業が終わりになる訳ではないので、廃止、存続を問わず、公平に考えていかなければならないと思いはあります。

【植木委員長】

私も今、中村さんが言われたような感じは受けていました。

この辺はそれぞれの物上で難しい所はあるんですけども、やはり三セク債を有利に使いたいという思惑から、結構急いで、その結果、将来的な方向性がいったいどうなのかなという、そういう未確定な部分が結構あったのかなという気がします。

結果的に山の取扱いですから、長期スパンで考えなきゃいけないということがありまして、そこをなくして、結局、国からの補助金に一時的に頼るのはいかがかなという気がしました。

他にどうでしょうか。特に無いですか。こんな感じだったかなど。

3番目の国の支援措置、特別交付税、造林補助金等の活用についてということで、廃止県の方の考え方に3つ、存続県は2つ、主な点はまとめられるのかなということですか。

廃止県の方では、国の抜本的な公社対策が講じられないと、事務局、すみません、この抜本的な公社対策が講じられないところを、補足的に説明してもらえますか。もう少し詳しく。

要するに今のままでは、なかなか改善されないという公社の特質からして、今後も期待はできないという話だったですかね。

【稲村課長補佐】

公社自体が取り組んでいる事業というのは、基本的には山林を管理して行って、最終的にはその木を売って収入を得るといった基本的な事業ベースですので、その枠からやっていることが外れた、他のものには及んでいないという状況の中では、例えば経営改善をやろうが何をしようが、多少の管理費の縮減はできたとしても、それ以上のことをやる素地がないというような意味です。

【植木委員長】

3つ目のマルの特別交付税措置は検討の対象外とは、結局は期待できないからということでしたか。

【石井企画幹】

これは存続する場合に、2の存続県の考え方のマルのところに書いてあるんですけど、存続すれば無利子貸し付けはありますよね、それは廃止なので特交というのはないですねという話です。

【植木委員長】

廃止あり気だからそんなの考えないと、廃止するかどうかの対象として特別交付税措置については検討しないということですね。

【今井委員】

このところは、林業公社の分収制度の課題というのは全国的な課題ですよ、別に長野県だけがこういう状況になっているのではなくて、それは分収契約という仕組み自体が、昨日もヒアリングの中でさせていただいたとおり、経済的に成り立たなくなっている状況なので、これは全国課題なんですよ。

前のときにも事務の方に聞いていたと思うのだけれど、国の支援措置について、いったい全国知事会だとか関東知事会だとか、どういう要望を出しているのですかと、それに対して国がどう考えて今までどうしようとしてきているんですか、そういう国の支援の現状と、今後もし私共が検討した結果として要望すべきことがあれば国に当然お願いしていくのが全国的な課題なので、当然のことだと思うので、その辺の視点もしっかり抑えておかないといけないですね。

そういう意味では恐縮ながら、林業公社の方々も色々な意味ではこういうところ、もうちょっとこうならないかというようなことがあると思いますが、例えば借入金でも償還期間を長くしてもらって利子がどうだとか、そういう仕組みが果たしてどうなのかということで、そうでないと分収林の仕組み自体が時代変化の中で大きく変容してきてしまったことなので、このところは全国的な課題なんですよ、そこのところをきちっと押さえて欲しいと思います。

【植木委員長】

おっしゃるとおりです。全国的な問題であって、これどうなんですかね。

全国知事会や、今、今井委員さんがいっておられるようなところで動きとかあったのですか、これまでは。

【稲村課長補佐】

知事会はブロックで分かれていて、その分かれているブロックごとに、いくなれば公社という森林整備法人というそういうものの対策を取るよという形で、要望・要請はやっております。

近年では、中部圏知事会で石川県さんが基軸になって出している要望に本県も同調した形でやっていきます。

【植木委員長】

それに対して国の反応というのはどうなんですか。

今のところ変わった様子はないですね、結局は三セク債の対応で。

【稲村課長補佐】

昔からやってきている中身では、特別交付税措置の対策の利率が変わったとか、20 パーセントから 50 パーセントに要望によって高まったという話等もございます。

それとたぶん無利子の貸付とかそういう部分についても、有利な貸付の関係についても、これも過去にそういったことで出来上がったんじゃないかなと思っていますけれども、今要望している中身というのは、伐採までの期間が長期化しているということで、実際に借入れは決まった 40 年なら 40 年と決まった期間で返さなければならぬのですが、それを借りて、育成している森林自体が長期管理しなければいけないので、その期間に合わせた形の償還方法にして欲しいというような要望ですとか、あるいは先程いった特交の関係も、もうちょっと利率を上げて欲しいとかそういった要望というのは今もやっております。

【石井企画幹】

補足になりますが、存続県の考え方の 2 つ目のマルに、事務局の方で書かせていただいた伐採方法についても採算性向上というのは、これは公社のためだけということではないのですが、森林の年齢も上がってきたということもあって収穫しやすく大きく切れるような形の補助メニューを作ったりして、公社で他県の調査ではそういうもの使っておられるところもありますけれど、事業としての支援の方も少し増えてきているのかなと思います。

【植木委員長】

だから状況に応じて、多少なりとも公社にとってなんとか有利な状況は、少しずつ整えてきた経緯はあるわけなんですね。

ただ、抜本的な改善には至らなかったという、さっきのことにもあるんだけど、そうするとこれまでの流れを見るならば、国はどちらかというと公社を存続して自立的な独自の採算性の基で採算性的な正確を持たせて、経営改善を進めていってくださいというような話は、ずうっとやってきたわけですね。

そうすると三セク債はなぜ出てくるんですかね、これはある意味では、三セク債で廃止というのを

打ち出すというところは、ある意味では国としてはもう見切りを付けたというようなところもあるんですかね。違いますか、私のいっていることは頓珍漢な話ですか。

【今井委員】

先生、それは林業公社だけでいっているんですか。

【前島森林づくり推進課長】

三セク債は対象が非常に幅広いんですよ、土地開発公社みたいなのが結構大きい。

【今井委員】

国が全体として、外郭団体とか第三セクターの見直しをなささいよと、それでできるところから継続しなさいよ、ちゃんと計画立ててやりなさいよと、できないところには廃止しろと、そのために三セク債というのを出すからそれを活用しなさいよという、もっと広い範囲でやってきている。

それも法律に基づいてね。報告出ています。

【植木委員長】

それに公社が乗るか乗らないかは、それぞれの判断でということになってくるわけですね。

そのところは、国としては別に廃止を狙った政策でも特にないわけですね。

あと国の支援措置について何かありますか。

【小川委員】

この特徴は金額が大きくて、どう考えるかで廃止存続に対する方向性の影響も大きくて、比較的期間が長い話になる可能性があるんだけど、国を第三者というのは変かもしれませんが、第三者からの支援措置であるという確実性に伴った特徴があると思うので、その上、金額が大きいので、今、我々がやっている有利不利の検討についての扱いが難しいけど、当たり前でまさか対象外というわけにはいかず、存廃の検討資料をまとめようとしているときに、検討しないということもできないのですが、今言ったような金額が大きくて不確実というところがあるので、少なくともまとめていくに際しての視点というか留意点としては、その辺を明示した上で我々の作成していくものに対しては、どういう前提でどのように扱っていくかとか、それを明記して、前提が変わるとこういう留意点が必要だとか、こういう方向に行く必要があるようなところも必要であると思うのが一点と、先程の廃止と存続を比較検討する話なので、同じようなものであれば差は出ないのですが、平成 88 年までの期間で考えるという意味では同じなんですけど、例えば特別交付税は少なくとも存続していなければ出ないと、いつまで出るかは分からないですけど、そのときにどう扱うかなんですけど、存続の場合だけに入ってくる収入について、もし将来のものを見込むような場合があったときに、いくらなんでもそれを生の額面金額で入れているのか、それだけ遠くて不確実なものが、考慮するにしても時間だけ考慮するのかとか、その辺も前提と明示して検討して対応していただくことは必要だと思います。

【植木委員長】

そうですね、ある程度将来的な問題ですので、変更があるだろうし場合によってはそれがなくなる

可能性もあるというね、ですが、平成 88 年まで同じ制度で同じ額で続くとは限らないし、むしろ続かないと見た方がいいかもしれませんね。

そうした場合にこの場合の説明をきちんとした上で、こういう前提ですよという説明を明確にした上で、我々計算していかなければならないと思いますね。

その前提もできるだけ確度の高いというか、将来においては、こういうようなことが予想されるのでこういうような前提で、こういうようにやったというふうに、ある程度、県民の方に対しても分かるような表現を使って、最も有り得るだろうという可能性の基で作っていくということになると思いますね。

【今井委員】

私も委員長のおっしゃるとおりだと思うので、特別交付税の問題は、最初の数字からは、小川委員と同じで、私は外しておくべきだと思うんですよ、最初からはね。

ただし、ここ 1、2 年とかについてはこれだけの措置が講ぜられるので、プラスになりますよという形の方が、数字としては分かりやすいのかなと、最初から入れちゃって大きくプラス何十年も続きますよというのでは、あまりにも見通しが先まで行き過ぎちゃう。

【植木委員長】

そうですね、ここが難しいところですね。

国としてはこういった特別交付金というのは、ある前提の基で制度的に作っているのだと思うんですが、こういうものの廃止だとか、あるいは変更という場合には何の要因でなるんですかね。私はその辺は知らないのですが、企画幹分かりますか。

【石井企画幹】

一般論になりますけど、国の支援は、当然全国的な視点でということになると思いますので、例えば林業公社が 47 県の内、2 県とか 3 県しかないということになれば、それを全国的な問題だという視点で国が支援するべきかという議論にはなるとと思いますので、公社が全国でどれくらいあるかとか、そういうのは少し判断材料にはなるとは思います。

【植木委員長】

全国的な動向を見て必要性があるかどうかの判断が大きいでしょうね。

【中村副委員長】

現状では特別交付税措置は、何年度までとかは決まっているのですか、この件に関する。

【稲村課長補佐】

何年までという決めは、今の特別交付税措置にはないと聞いています。

林野庁の方から総務省の方に毎年、毎年、要望していただいているという状況と聞いています。

【植木委員長】

なんとも不確実ですね。

そうしますと、今井委員さんから言われたように、最初の時点から盛り込むかどうかということですよ、検討が必要ですよ、今のところはそれなりにずーっときているんだけど、この辺をどう判断するか、こらはかなり大きな話になりますね。

結局、存廃の影響するような話になるかもしれませんね、特別交付税をどう組み入れるかということによって。

【中村副委員長】

そうですね、何年度まで入れるのかという問題と、もし全ての期間入れるとしても小川委員がおっしゃったように、現在価値に割り戻して乗せていく、割引率をどうするのかという問題もありますけれど、そのように最低限はしなくてはいけないということだと思います。

かなり不確実にはなりますが。

【植木委員長】

ここはなかなか読めないところですね。

前回まで出たデータでは、平成 88 年までは一応特別交付税はバーツと、あれはちょっと荒っぽいやり方なのかなという気がします、もうちょっと検討する余地はあるのかなと。

全くない場合、極端な話、ない場合と 88 年までの場合と、極端に言えばその 2 つがあるのですけどね、その間に段階的な見方ができるのかどうかということもあるんですけどね。

ちょっと事務局の方でもその辺、検討願いますか。

経営改善の見通し、確実性についてということで、廃止県の場合には、県営林と一体となっていけばそれなりに変わりませんよというようなこと。

それから存続県の場合には、色々と自助努力の余地はあるだろうと、施業地カルテを作るなり、あるいは企業的感觉をもつなり、ここでは J-VER の取り組みや、地元イベントの開催などをやっていくんだというような。

存続県は結果的には存続するから、積極的に改善していくんだよという姿勢は存続県にはどこもあったかなという気がします。

どうですか、この辺の経営改善の見通しについてというところで、何かお気づきの点がございましたら。

【小川委員】

廃止県の考え方に県有林と一体的な管理によりというのがありますが、存続している場合には、これに対して差があるのですか。

廃止すると当然、県が行うことになるわけですが一体化当然なりますけれど、公社が存続している一方県有林があって、両方ある場合には一体的な管理というところで不利というか、非効率が出るのですか、それとも専任でやられているプロパーの公社方がいらっしゃるということで、むしろプラスに働くのか、その辺はどうなんですか。

【植木委員長】

その辺、難しいところあるんですよ。

例えば存続した場合には、公社は公社の独立した考え方で進めていこうと、県は県としての県営林があって、これはこれで、また長期計画だとか5ヵ年計画だとか作って、まったく別個のもので、それを一体的にやろうとしている。

例えば、県が持っている山に対して公社が持っている戦力というんですかね、要するに伐出する場合の労働力をもって、県に対してそういったことまで請け負いますよというような県があったと思います。そういうような、お互い独立しながらもたぶん融通しあえるところは融通していくんだらうと。

ただ、場所がぜんぜん違いますので県有林と、場所が一緒であれば一体的管理は考えられるのですが、基本的には公社と県有林は離れているのがだいたい前提ですので、土地的な部分での一体的管理は今のところ難しくなっています。

【小川委員】

でもそれだったら、廃止しても同じですよ、廃止すると物理的に場所がくっつくわけではないので。

【植木委員長】

そうです。それはバラバラ。

【石井企画幹】

先生のおっしゃるとおりで、効率的な施業が可能と廃止県の一つ目マルの最後に書いてありますけど、これは県有林がものすごく大きい県だったと思うのですが、この話は。そういう意味では確かにいいよねという話だったと思いますが。

【植木委員長】

その県においては、有利性は出てくるんですよ。あれだけでかいですから。

ただ、一般的にはそういう事例がないので、公社の方はよく見回りに来てくれているので、話はしやすくて協力もしやすいというのはありましたね。

【稲村課長補佐】

1つよろしいでしょうか、先程の事業地が近ければ一緒に施業を効率よくできるのではないかという話で、昨日の森林組合の話の中にもあったのですが、森林組合が取りまとめた現地とそれと公社有林と抱き合わせで一緒に施業すれば、もっと効率的なものができるのではないかと、そういう部分での融通性というのは公社であればあるんだけど、県になったときはどうなのかなという疑問を昨日は投げかけられたという気がしています。

県の発注のシステム自体というのは、基本的には競争入札にかけて発注するという形態をとっていますので、そういう融通というものが簡単にできるのかという部分だと思います。

【植木委員長】

まだ、公社有林の方が自由度があるというんですかね、対応としてはやりやすいというのがあるんですかね。

【今井委員】

この部分はそれぞれの県がそれぞれの状況の中で経営改善ということで、このところは本県の場合には、今、林業公社で経営改善プランやっているので、これまでの推進の状況それから第二次計画、これからやろうとしているプランの目標等のことについて、これまでも若干の議論をしているけれど、もう一度取りまとめに向けてはその辺の点検、再チェックといいますか、再議論なりいるのかなと、その上で果たして今のプラン、予定している目標等も含めてどうなのですか、もうちょっと他にないのですかということもあるのかと思います。

【植木委員長】

他県を参考にしながら、経営改善集中実施プラン、それが妥当なのか、それは見直して、生温いよということもあるかもしれませんよね。

他県はこういったところでやろうとしているのだけれども、長野県はまだまだ改革意識が低いよという、それはチェックしてみなければ分からないんですけど、その辺もちょっと考えなければいけないということですね。

ありがとうございました。

【植木委員長】

不採算林の取扱いと森林の有する公益的機能の発揮について、とありますがこの点についてはどうですか。

不採算林の問題は結局、移管しても一緒ですよ、山そのものの正確ですから、それをどうするかという判断になってくるんですが、どちらにしても一番気になるのが、山そのものが不採算林であっても、公益的機能を発揮できる体制が取れるかどうかということなんですよ。

その前に放置されてしまっただけで困りますというのがどこにでもあって、その辺の問題が廃止した場合と、存続した場合でどう違うのかなというような感じだとは思いますが、ただ公益的機能の発揮においては県有林としてなったとしても存続したとしてもきちんとやらなければいけないですねという話ですね。

特にいいですか。

【木次担当係長】

今のところなんですけど、他県の調査にいったときに、廃止県につきましては廃止が決まるまでできるだけ不採算林の整理をしていたような県が幾つかありました。その理由の中で、県に移行されたら、それを整理することは非常に難しくなるのではないかとこの考え方が他県にはあったのではないかと思います。

【植木委員長】

なるほどね、廃止県ではできるだけ不採算林を処分してしまいたいと、そして県有林に移行すると、その場合の反応ってどうだったんですかね。

【木次担当係長】

非常に難儀な部分があったけれども、調査県の中に、確か 350 ヘクタールの不採算林を整理したところがあり、逆にいうと、公社との契約のうちだったらそれは可能だったけれども、県に移行したら難しいという部分があるのではないかという感じもします。

【植木委員長】

ありがとうございます。

【植木委員長】

マンパワーの確保について、いきましょか、これはどうですか。

【中村副委員長】

廃止県の一番最初に、マンパワーの問題なしという県は1つありましたけれども一般的には、廃止後の人員、自主体制の目途がついていない県が目立ったかなということなんです。

ですから本県においては、そういったことのないように存廃に係わらず、事業の継続性は考えていかなければいけないのだろうというふうには思いました。

【植木委員長】

そうですね、確かにね。

他にどうですか、何かないですか。こんなまとめ方でよろしいですか。

その他、廃止県の考え方について5つくらいありますが、どうでしょう、この辺で何かご意見、ご質問等ございますか。

廃止県の方のマルの2つ目、これは書いといて問題ないですか、ちょっと気になったのですが、向こうもこういうふうに言っていましたか、私は、向こうは明確に言うてはいなかったよう気がしますけど。

【石井企画幹】

調査県によってここを強調されていたところもございまして、事務方として逆にここがあったものですから、それに従って議論を進めたというような話を、かなり主軸を聞かせていただいたところがあったものですから、この場ではそういうものもあったという判断で資料に記載させていただいております。

【植木委員長】

そうですね、調査地が2つに分かれて行ったので、そういうこともあるのかもしれませんが。

【小川委員】

先程のマンパワーのところ、存続県でマンパワーの確保ということなんですが、プロパー職員雇用ということは、公社のプロパーの職員さんいることが、結局メリットということだと思うんですが、一方で県の職員の方の技術系の方はいろいろなところに移るということはないと思うんですが、それを前提にしても公社の職員の方がいらっしゃるものが、それに比べてどういうメリットがあるのかということと、それをいうのであれば公社の方の人員構成が、うちの県の方に比重をおいて教えて欲しいのですが、それをいうのであれば公社の人員構成とか、そこでのノウハウの継承とか人的関係がしっかり確保されているのかという点、実際に具体的に検討していくわけですから、それについてお考えを教えてください。

【植木委員長】

いかがでしょうか、うちの場合のマンパワーについて、人員構成だとか、それなりの技術の継承だとか、公社の方いらっしゃいますがどうですか。

【林業公社 小島事務局長】

私ども公社の職員ですけれども、県からの派遣なんで要望の立場でお答えするようになってしまうのですが、山を維持管理するには、金が掛かり人が掛かるんですね。

人の問題で非常に頭が痛いのは、今プロパーの職員が5人いますが、その内4人が4年間で退職するというので、1人しか残らない。

その中で、あとは県職員の補充ということになるのですが、県職員はどうしても移動が伴いますので、おそらく現行制度は3年が限度だと思います。

3年間でだんだん替わっていく、勿論、引継ぎはしていくのですが、全ての契約地の現状を引継ぎできるのか、図面での引継ぎはできるけど、現地を実際見ての考え方の引継ぎが出来るのか、現状把握が上手くできるのかが非常に私は危惧しているところです。

個人的な考えですが、人を確保するのはやはり採算源を考えれば、県職員の補充でいいのかなと思いますけど、現場を管理するという立場からいえば、やはりプロパー職員がある程度必要なのではないかと思われま。

その人がリーダーシップというか現状把握しながら、それに基づいて県職員が一緒になって、整備管理をしていくということが必要でないかなと私は思います。

【植木委員長】

県職員の方が公社へいく意義というのは、今2名でしたか派遣されているのは。

【林業公社 小島事務局長】

県職員6人です。

【植木委員長】

6人の是非というのはどうなんでしょうか、6人まで職員がいく必要があるのか、むしろプロパーの人を、現業ですからね、ある程度プロパーを増やしつつも県の派遣人員を減らす、減らさなくてもお金は一緒か出ているのは。

その辺、小川委員さんもその辺の問題は気になると思うので、また後で議論しましょう。

他にどうですか、全体を通じてでも結構です。

一応、事務局としてはまとめていただいたのですが、長野県との関係で見た場合で、こういう視点が必要ではないかというのが幾つか出てきましたが。

よろしいですか。

【今井委員】

この委員会の大きな役割は、他県の存続で判断したところ廃止判断したところで、その状況をしっかり把握した上で、本県の検討に活かしていきましようという大きな位置付けになって、とりまとめについては事務方で上手くまとめていただいて、これはこれなのかなと思うのですが、私なりにはもう一度括りを変えてみたんです。それはどういう項目かという、各県が存廃を判断した要因項目とはいったいどういう項目になってくるのかということで、私なりには5つに括ってみました。

1つ目は、長期収支の見通しの問題、2つ目は事務負担の問題、3つ目は各県の森林管理体制の問題、4つ目は公社の経営改善の見通しの点、5つ目は行政課題としてどのように位置付けているかという点、この5つの点でそれぞれの県が存廃を判断した要因の項目になっているのではないか、そういうふうに私は括ってみました。

おそらく今日まとめてもらったものも、順序とか組み合わせを入れ替えるとこのようになるような気がしているのですが、ちょっと補足させていただくと、1つ目の長期収支の見通しのところは、当然国の支援策だとか、三セク債の活用のことだとか、それから県民負担がどうなるとか絡んでくる話であること。

2点目の事務負担は、当然廃止に伴う色んな事務負担がどうなの、こうなのという話になってくる。

それから3点目の森林管理体制は、県有林の今の管理の状況どうなんですか、今出た人的体制がどうなんですかと、それからそれに伴うそれぞれの経費の問題がどうなんですかということが絡んでくる課題である。

それから4点目の公社の経営改善の見通しは、長野県の場合でいえば、今の経営改革プランの遂行状況がどうで、今後どうなるのかで、そここのところの議論のポイントになってくると。

それから5点目の行政課題としての位置付けというのは、当然施策としてはどう位置付けていて、公益機能をどのように考えているのか、それから当然、さらにもぐり込んでいえば、政治状況がどうであって、トップはどう考えて議会はどう見ているのかを含めた中での位置付けということになってくると思うので、この5つの項目が各県の存廃判断の要因になってきた総体としてですね、これを総合的に加味したり、何らだかのウエイトが重く掛かったりとかということを決まってきたと思うので、おそらく最終の取りまとめの他県の状況、視察のまとめの中では、このような項目の状況を判断して、長野県の場合にはそれぞれがどうなっているのですかということの中で、今までもそうですが、いろんな指導とか議論が出てくる、そんなふうに私なりにまとめました。ご参考までに。

【植木委員長】

ありがとうございます。

今、今井委員さんから、視点の捉え方というか、5つの点から見てみたらどうなんだろうかという提案がありました。

今の5つの提案の中で確かに存廃を判断した要因を考えた場合には、今まで我々が検討していない部分もありますね、ここには。

今まで検討した中でも少しまとめ方を変えれば、今の今井委員さんの枠組みの中にも当てはまる部分もありますので、私の方から事務局にお願いですが、今井委員さんの視点を参考にしてまとめてもらえますか、特に今まで議論していないのは、最後の行政課題としてどういうふうに位置付けていくかは、今まで議論してなかったですね。

施策としてどうなんだ、トップの考え方、他県はどうかもありますね、もし場合によっては、聞き取りで、電話などでもう少し補充していただいて、今の視点の枠組みを作っていただけませんか、大丈夫ですか、これはお願いします。

勿論、今までも十分参考になるんですが、もう少しシャープにした方がよりはっきりするのではないかと、今井委員さんのご意見をその辺でまとめていただけるようにお願いします。

【中村副委員長】

今の今井委員さんから5つの視点でお話があったのですが、負債の整理というか、負債の処理に関してはこの5つだと、どこに入れればいいのかなど、経営改善という感じでもないですし、長期収支の中でもいいのかなど思いましたが、負債の整理はかなり大きな観点だと思います。存廃の判断においても。

【植木委員長】

負債の整理ね、この辺どうしましょうか。

【今井委員】

私は、長期収支の中に入ってくるのかなと思います。

【植木委員長】

そうですね。

小川委員さんどうですか。

【小川委員】

長期収支の見通しでいくと、つまりどういうことかということ、最後の最後に公社と県を合わせて考えて、公社は収支トントンにしかありませんから、そうすると結局、県の方は例えば、先程特別交付税をどう考えるかとありますけど、別途収支は立つわけですけども、それにしても県の今ある貸付金とこれからの貸付と返済を全部やると、たぶん貸付残が残ると思うんですね。

それで貸付残の原資というのは、結局収支のもう一步手前の損益で、全体で結局いくら出るか、しかも連結では考えるけど、県からの債務の残高の意味でいうと、公社の方だけの損益で返せるものを返した後に、県に返すことができない残高がいくらになるかという形で出ると思いますので、大きな流れには含まれる。

ただ明示的に示すことが大事で、その辺になると廃止存続の比較というところでも勿論関係するけど、今回はその比較ではあるけど、その一方で、一番重要なのは、それを一番少なくするために存廃

を考えるわけだから、県民負担を、公益的機能は果たすというもっと上のことはあるけど、その上で県民負担が一番少なくなるのはどこかも絡んでくると思います。

【今井委員】

連結の話も一番に入っています。

【植木委員長】

連結の話が一番ですね、それとともに負債の整理どうなのかということを見ていくんですね。ありがとうございます。

だいたい整理としてはこういったところで、今の意見を参考にさせていただいて事務局の方で再整理していただければと思っております。

とりあえず、他県の調査のまとめについてはここで一旦打ち切りたいと思います。次に進みたいと思います。

(2) 長野県における存廃のメリット・デメリットについて

【植木委員長】

長野県における存廃のメリット・デメリットについてということで、今の他県との比較の中でも我々常に意識しながら議論しているところですが、まずは事務局の方からご説明の方をお願いします。

【稲村課長補佐】

存廃のメリット・デメリットの議論に必要な項目として前回の第1回の委員会のときに、委員の皆さんからのご質問があった関係について、情報提供させていただきたいということで、まず長野県の県営林の状況についてと、公社の長期シミュレーションを何パターンかで組んだらどうなのかということで、説明させていただいてよろしいでしょうか。

「長野県の県営林の状況について 資料2-1」

(事務局：森林づくり推進課県営林係 橋渡主査説明)

【植木委員長】

県営林についての説明があったわけですが、何かご意見ご質問ありましたらどうぞ。

【今井委員】

県の県行造林と公社の分収林は別な話ですね。

【橋渡主査】

別な話です。

【今井委員】

以前の委員会からいっていることなのですが、2つあると思うのですねポイントがね、1つは県が特に県行造林ということで、土地所有者と分収契約をやって管理をしている形態と、公社の分収林での管理形態との関連が施策として、いったいどうなっているのですか、どうしてそれは一緒にできないのですか、私には同じに見えるのでどうして一緒にできないのかというポイントが1つ。

それからもう1つのポイントは、これもあまり県の方、触れられなくて私は何度もいっているのですが、県有林が人工林に占める割合は、今、民有林は2.5パーセントだから、おそらく5パーセント前後だと思うんですね、違ったら訂正してください。林業公社の分収林の人工林に占める割合は6パーセント程度なんですよ、そうすると両方合わせても、人工林の10パーセントくらいしかやってないということでもいいと思うのです。

それで問題は、それ以外の90パーセントの人工林の管理は、いったいどうなっていて、どうしようと思っているのですかというところが、私はポイントの2点目だと思うんですよ。

県の皆さんがしきりに、治山治水だとか、水資源の確保だとか、森林資源だとか、公益的機能だとか、おっしゃるのだけど、それいっているのはあくまでも10パーセントのことでいっていることなんだよね、厳しいことって恐縮なんですけど、残りの90パーセントの話は全く出てきてないんじゃないですか、今までの議論で、それどうなっているのか、どうしようとするのか考えないと。林業公社の管理部分は単なる人工林の6パーセントのことで、何百億どうするのという話をしているのだけれども、残りの人工林の90パーセント、どうなっちゃうのですか、どうするんですか、その議論をするために県有林の状況を説明してくださいといったと思うので、その私、2点がポイントなんです。

【植木委員長】

ありがとうございます。

どうですか、1つ目ですね、一般県行造林、私が見てもこれは公社と一緒にではないかと思うんですが、この関係説明してもらえますか。

【稲村課長補佐】

もともと、分収林契約をやっていたのは、県なんです。

それで県自体が分収林の契約を最初にやっていて昭和17年からやっているんですけども、公社が設立されたのは41年ということで、公社分収林制度でちゃんと分収林契約をやっていく組織ができたので、それ以降は県はやっていないんですよ、ですので前身なんです。

どちらかという、今の公社の体制ができる前のやり方というのが県のやっている分収林制度になっているわけです。

【植木委員長】

ただ、このうらの(3) 齢級構成見ると、2 齢級 3 齢級にもあるのかな、4 齢級にもありそうですね。

【橋渡主査】

すみません、こちらはですね、県有林の、県がもっている土地へ植えた植栽を含めての齢級構成になっていますので。

【植木委員長】

はい、分かりました。

【今井委員】

今の稲村補佐の話ですと、それだったら今県が持っている県行造林を、林業公社に持っていけばいいじゃないですか、組織ができてそれ以降は林業公社にやってもらっているのなら、今まで42年前に契約していた一般県行造林を林業公社に任せれば、県がやらなくても済むでしょ、ということにならないですか。

【植木委員長】

二重になってしまっている、管理がね、同じ事をやっているんだけども。

【今井委員】

さっき林業公社の人が足りなくてとっているんだけども、県の方は、14人体制ですよ。人数に矛盾はないのですか。

【前島森林づくり推進課長】

当時の経過、はっきりしていないところあって申し訳ないのですが、長野県は昭和17年から長野県は全国でも先駆けて分収造林は始めているんですが、当然、県によってその辺の温度差が相当あったと思うんですね。

それに対して国が音頭をとって、こういう造林場所作って、全国的に分収造林どんどん進めようと、いってみれば国策でこういう制度をつくって、各県への国の相当強い指導があったと思われま。

では、この段階で県行造林を移行するば良かったじゃないかと、おそらく当時もそういう議論があったと思われまますが、どこにもそういうことはやってないということは、公社を設立した段階で、おそらく全国的にこれからやるものは公社でやろうと、従来のものは県がやってくれと、こういうように全国的な制度で動いたんではないかと、これは憶測の話で申し訳ありませんが。

【植木委員長】

そうですか。でも不合理ですよ、私から見ると、それをただずーっとそのままの体制で維持していたのかと、これを上手く統合して上手く改善できなかったのかと、それはどの県もそうなのかもしれないけれども、他の県はどうでもいいですけども、長野県において、なぜそういうことを主体的に改善できなかったのかというところが、むしろ問題なのかと。

【橋渡主査】

県有林、県が土地を持っているのは、約半分の8,700ヘクタールになりますので、どちらかというところを中心にしてながら県行造林も一体的に県が管理していることも、たぶんあったと思います。

【植木委員長】

これは土地的にはくっ付いているのですか。県行造林と県有林と。

【橋渡主査】

必ずしもくっ付いているところではないです。

県有林を管理する体制というのは、むしろ県の中にもありましたので、その県有林を管理する体制の中で県行造林を一体的に管理しているということがあったのではないかと思います。

【植木委員長】

例えば、担当者は地方事務所に10名、各地方事務所に1人ずつ置いているんですね、その方というのは県営林の管理もやりながら、例えば公社も一緒に担当しているということはないんですか。そういうことはないんですか。

【橋渡主査】

公社というよりは、普及業務ですとか、他の業務を担当しながら兼務しながら県営林も担当していることはあります。

【植木委員長】

今井委員の2つ目の質問ですね。公社と県営林合わせたら、たかだが10パーセントの人工林を扱ってこれに対しての負債額がかなり大きいということなんですが、この辺はどうですか。

【前島森林づくり推進課長】

これも確たるものはないので申し訳ないのですが、おそらく当時としては非常に拡大造林を進めようという先程の話もありましたように、この拡大造林を進めるために、効率的に進める方策としてこの分収造林という制度がありましたので、おそらく目標としてはもっといっぱいあると思うんですよ。

やはり、その地主さんを集めて、集約化をして全員の同意を取って、このようなことができた所は契約に結びつくんですが、できなかつたところもあるので、契約を取りまとめられた実績がこの数字だというのが一つの結果なのかなと思います。

残りの9割はどうしたのかということなんですが、1つに保安林制度、県内民有林の32パーセントは保安林にしておりまして、保安林に関しては治山事業の中で、昔から水源林造成といってやってまいったですね。これで県内数万ヘクタール実際に治山事業として造林してきています。

それから、それから保安林改良という制度で、その後の改植ですとか、治山事業として手を入れて植栽をしているところもあります。

その他の民有林については、造林事業の補助制度を活用して、森林組合を事業主体にして補助金を使って、山を造成している、その個別の取り組みを林業普及指導職員とかが中心になって進めてきている。

当時この分収契約を持ち込めたところがここにおいて、持ち込めなかつたところがその継続した形で補助を導入して整備を進めてきている、こういう流れではなかつたかと思います。

【植木委員長】

補足的な説明はいいですか。

【稲村課長補佐】

今、今井委員さんが2つ目に質問された案件について、県営林の関係は置いといて、公社の関係でご説明をさせていただきたいのですが、林業公社は昭和41年に設立されています。それ以降に作られた、造成された人工林は約107,000ヘクタールなんです。

その107,000ヘクタールの内、約15,000ヘクタールを公社が造成をしてきたということで、この41年以降の人工林に対しては、公社有林というのは14パーセントの比率になります。15,000を107,000から引きますと、残りが92,000ヘクタールになるわけです。

その92,000ヘクタールは基本的には、先程、課長が言いました治山事業もありますけれども、森林所有者の方が管理をしてきた山ということになります。その方々が補助事業等を活用して自ら森林の造成管理を行って来ました。できなかった部分についての15,000ヘクタールは公社が管理を行ってきたという歴史があるのではないかとということでございます。

【植木委員長】

そうすると民有林全体を、15,000ヘクタールだと、公社が扱っている部分は。

【稲村課長補佐】

その部分を経営をしているということです。

【植木委員長】

107,000の内の14パーセントだと。

今のご回答もあったわけですが、何かご意見、ご質問等ございますか。

【中村副委員長】

資料の3ページで、県営林の課題を3点あげられておまして、この内の2つ目で、県行造林について、獣害や生長不良によって伐採による収益が見込めない団地が生じる可能性があるという課題をお話いただきましたけれども、可能性があるということは、きっちり団地によっては管理できていないところがあるというふうにも読めるんですが、そのあたり全団地をきっちり管理できているんですか。

【橋渡主査】

資源状況ですとか、境界につきましては、全団地の管理は県としてもめざしておりますけれども、材価の変動によって収益が見込めないケースが出てくる可能性があるのということで、こちらの方は記載させていただきました。

【中村副委員長】

そうすると現地も、確認ができています。

【橋渡主査】

総体的には、人材、人の問題、マンパワーの問題がありまして、特に県行造林につきましては土地所有者の方と県と共同でその境界の確認ですとか、そういったものをやるようにしているんですけども、県の職員は短期的に替わってしまう中で、全ての県行造林を網羅して山を粒さに把握するというのは難しくなっている、現地機関でもなかなか行き届かなくなっているのが現状でございます。

【中村副委員長】

そうすると、今後の話になってくるのかもしれないんですけど、仮に公社廃止で、県営に移管するとすると、県行造林的な話になってくるということですよ。

とすると、人の問題ですとか、あるいは引継ぎですとか、これは管理の問題かもしれませんが、同じ課題がかなりの面積の林地に関して膨大な面積の林地に関して生じる可能性もあるということですから、重要な論点になってくるのではないかと思います。

【植木委員長】

そうですね、それはありえますね、今後の議論次第ですけれどもここは重要なポイントになりそうです。

【今井委員】

逆に林業公社でやれば県行造林を。

【植木委員長】

どうでしょうか。

【林業公社林副理事長】

それに見合うマンパワーを確保できればいくらでも受けて立ちたいと思いますけれど。

【今井委員】

いずれにしろ、今の点については、行政課題ということもあるので、そういうことの中で、事務方として考え方をしっかりまとめてもらってやらないと、筋が通ればいいのであって、今までの経過があるので、なかなかどうこういかないかもしれないけどただ、素朴に考えると同じように見えるのが県民的な視点だと思うのですけれど。

【小川委員】

今の4ページの特別会計の予算があるんですけど、これは昔からの分もあるので、分収林があるという話で、それが分収率に応じて所有者の方に支出する金額は、歳出のどこかに入っていますか。

【橋渡主査】

最終益が生じて分収金が生じた場合につきまして、歳出区分の生産物処分費の生産物処分事業の6,255千円の中のここが歳出項目です。

今年度はまだ、契約満期に伴う伐採とかございませんので、契約満了に伴う分収金は予算計上しておりません。

【植木委員長】

そうすると、この6,255千円は具体的に何なのですか。

【橋渡主査】

これは皆伐ではなくて、間伐収入とかが入っています。間伐収入にしましても分収をしておりまので、その分収金をこちらに乗せてございます。

【植木委員長】

他に大丈夫ですか。一応、現状認識を確認ということで。

議論は別になりますが。

ありがとうございます、県についての説明はこれで終わりということで。

【稲村課長補佐】

もう1つ、資料の2-2の長期シミュレーションということで。

「長期シミュレーションについて 資料2-2」

(事務局：森林づくり推進課 木次担当係長説明)

【植木委員長】

ありがとうございます。参考としてお願いした件ですね。

今の件につきまして、何かご意見、ご質問ありますか。

木材価格については、一番最初の議論にもあったように、県営林に移行してもしなくても影響は一緒なんですね、ただ試算してみたから、できるだけ木材価格が高くなることは望ましいのだけれども、こればかりは何ともいえないですね。

ただ、世界的な木材の不足、人口の多い発展途上国の経済発展を考えれば、今でさえ世界的に木材価格が不足している中で、さらに今後、木材の不足が危機的な状況にあるというのは我々の理解です。

そうしますと、できるだけ地元の材を使って、木材価格というものも世界の中での価格の値上がりと共に国内価格が上がっていくのではないかとということが予想される。さらに価格が安くなるということになると、これは一時的にはあるかもしれませんが、これは強力な買い手側の大量購入、要するに材価を低く抑えて大量購入して、自分たちの経営を安定化する場合にはそれは考えられるんだけど、趨勢としては安くなるというよりも、価格は高くなっていく傾向はあるというように私自身はそう思っています。

それは、希望的観測ですので、これはあまり考慮しない方がいいと思います。

分収率の見直しについては、今のままだとたぶんあり得ないと思います。もっともっと積極的に改善計画をとっていますが、今のままだと6億の削減が見込めるということで。

やはりやらないといけませんね、ということです。

何か委員さんからありませんか。

【小川委員】

また戻ってしまうのですが、県営林の話ですけど、4ページのところでいうと、当然、公益的機能は発揮しているわけなのでそれが最前提なのですが、そういう意味では全然いいんですけど、さりとてやはり一般会計繰入とかの金額が多きいことは、もちろん厳しいということで、借入れが5,500万円、この年度では借入れが増えるということですね。

【橋渡主査】

毎年借入金自体は、減らすようにしてきていますので、年間の借入金自体は減ってきています。

【小川委員】

残は増えるんですか。

【橋渡主査】

借入残は償還金をその分返していますので。

【小川委員】

償還金はどこにあるのですか。

【橋渡主査】

償還金は、義務的経費の中に入っています。元金含めての金額です。

【小川委員】

先程の分収のところもあるんですけど、今回、公社の存廃をメリット・デメリットというところではあるんですが、先程からお話するように分収林という事業の中が、県営林予算に入っているところとわかれているわけで、議論にもあるように公社の分は非常に見やすいというか、県営林も特別会計になっていますが、その辺のこともあるので、勿論、公社の有利不利を長期収支で見るというスタンスは、金額面では変わらなくて正しいと思うのですが、連結的は視野というところとか、公益的機能のどちらにしても改善は当然必要だけれども、両方とも厳しいということが現実にあるので、公社だけ見て厳しいという面を見て、だからというところは、くれぐれも、先程のところの最初のところに戻りますが、全体で見ていくということが必要です。

【植木委員長】

ご指摘ありがとうございます。

それではよろしいですか、とりあえず、宿題については一応説明をいただいて、予定の時間が過ぎ

てしまいましたが、色々議論してそれはそれで結構だと思うんですが。

実は今日の重要なところは、この長野県における今回の存廃メリット・デメリットについて少し突っ込んで議論しようかなと思っていました。

委員さん、時間のご都合は大丈夫ですか、もうちょっとだけやらしてもらっても、とりあえず、少しずつ報告書を作っていくために、どういった方向性が必要なのかということを議論しなければ事務局も原案を作るのにもなかなかできないということになりますので、今までの流れを理解してきた上で、長野県における存廃のメリット・デメリットをどう捉えるか、もし廃止した場合にはどうなのか、あるいは存続した場合にはどうなのか、少し議論しなければいけないのですが、今日ところは、どうお考えなのかくらいのところで済ませようかなと、細かいところまでいったら時間がないので、大まかにどうですかね、思っているところで、今後の公社の存廃についてご意見をいただければ、今日のところはまずはいいいのかなというふうに思いますけど。

どのように考えるか、今後こういうふうを考えていく方向性がいじやないか、やはり存続した場合あまりにもデメリットが大きすぎるとか、あるいは廃止した場合には色々問題や課題があるのかな、そういうことで結構ですが、今思っている段階でご意見をいただければと思います。

何方からでも結構ですが、考え方もいいです、今後まとめていく上で、たぶん次回については、このところをかなり突っ込んでいくようになると思いますので、今日のところは大枠で結構なんですが、こういうふうを考えていますというところでいただければ有難いのですが。

【中村副委員長】

いずれにしても経営改善をしていかなければいけないところは、廃止の場合、存続の場合いずれに関しても同じだと思うんですね、ですので報告書の中でも現行の改革プランがどうなのかという評価、その評価と共に新たな経営改善項目を入れていくのかどうか、それが存続の場合、実現できるのか、あるいは廃止した場合に実現できるのかというところの検討した結果も報告書に盛り込むべきではないかという感じがいたします。

それから、関連することなんですけど、現行で不採算林になる可能性が高い団地をどうしていくのかというようなことも含めまして、存続廃止のどちらかの結論にはするんだと思いますが、所有者にどう説明していくのか含めて重要になってくると思います。

その結果として、そういった経営改善の事項も長期収支には反映させていくべきだと思うし、ということで事業自体を続けていくという考え方の中で、長期収支についても検討していくべきだと思いますね。

【植木委員長】

他にどうですか。どんなことでも結構ですが。

【今井委員】

まだよくまとまってはいないのですが、廃止の場合、他県を見てもかなり事務負担が掛かってきている、それは大変なことだという思いが強くなりますけれども、長野県の場合は特に 100 パーセントの出資ということなので、どちらの場合にしろ、県民負担がどうなのか、最初のときからそう言われているんだけど、その視点というのが引き続き重要になっていくということ、先程も触れたよ

うに、県が実際に県としておやりになっている部分と、林業公社の部分というところの現状を論理的にどういうふうに整理をして行政課題としての位置付けをきちんとできるのか。

先程委員長がおっしゃったように、これまでのものはこれまでのものであって、単に数年来の公社議論で見ると、林業公社のところだけにスポットをあてて県民負担がどうだとか、収支がどうだとかいっているけれども、片や先程の小川委員のいったとおりに、県の部分にもお金をつぎ込んで、かなり厳しい中で借入れをしながらやっているの、やはり総体の中でしっかり捉えていくことが必要だと思います。

もう一点は、やはり長期のことなので、収支見通し、なかなかそう見通しが何十年先どうなのと分からないので、たとえ今回ここである程度方向を出したとしても、おそらく数年後に、継続的な有り方の検討ということが当然必要なことであって、今回こうなったから、何十年先、全部ずーっとそうだとということにはならないだろうなというふうに、今のところその辺どうなのかということですが。

【植木委員長】

確かに、そうですね、ありがとうございます。

たぶん長期見通しは本当に難しいと思うので、チェックをしながらいう体制はとっていく必要ありますよね、その中で見直す部分は見直していかなければということはありません。

小川委員さんどうですか。

【小川委員】

おっしゃるとおりです。

【植木委員長】

そうしますとこういった視点から次回は議論しながら、また事務局には先程から宿題が幾つか出ていると思いますので、その辺をまとめてもらって次回には、少し長野県の存廃についてのメリット・デメリットの資料データを交えながら議論したいなと思います。

委員さんにおかれましても、少し自分の中で頭を整理しておいてもらって臨んで欲しいと思います。

他県とはいろいろと状況が違ったりして、一緒くたに長野県に当てはめることはできませんし、少し頭を整理してもらって、次回の第3回専門委員会に臨んで欲しいなと思います。

事務局の方もくれぐれも、今回出された宿題については可能な限り整理しておいて提案してください。よろしくお願いします。

(3) 報告書の構成(案)について

【植木委員長】

(3)の報告書の構成(案)についてですが、これについてはこういった案が出ておりますけれども、各委員さんこれを見てもらってご意見がありましたらメールで送ってもらっていいと思うんです。

これについては議論することはないかなと、当然大事なんですけど次回の議論が大事であって、次回の議論によってはこの辺の構成がだいぶ変わってくる可能性もあるだろうと、そういうこともあって

一応こういう案が事務局から出たということで、流れとしてはごく普通の流れかと思います。

委員さんから今この時点でご意見あったらいただければ、資料3ですね、報告書の構成案ですね。今お気づきのことがあればいただければいいですし、場合によっては、後でメールで事務局の方に意見、質問等述べてもらってもいいということですけども。

どうですか。現時点ではいいですね。

(4) その他

【植木委員長】

(4) その他ということなんですが、どうですか、事務局の方からその他ございますか。

【稲村課長補佐】

次回の予定なんですが、8月の下旬に予定をさせていただきたいなというふうに考えております。

また日程等につきましては、宿題の作業的な部分が多いので、ご相談をさせていただきたいなというところが、今の正直なところでございます。よろしく願いをいたします。

【植木委員長】

調整は後日でも、8月下旬くらいを目途にということで考えてということ。

あとはその他、何かなかったですかね、よろしかったですか。

それではどうも、時間をオーバーして申し訳ございません。

これで第2回の林業公社専門委員会を終了いたします。ありがとうございました。

【石井企画幹】

先生方、どうも有り難うございました。

次回の日程は事務局から調整させていただきます、どうぞよろしく願いいたします。